

徳島大学工学部理工学科電気電子システムコース
教育プログラム委員会 カリキュラム WG 規則

平成 30 年 7 月 31 日
電気電子システム コース会議 制定

(設置)

2. 徳島大学工学部理工学科電気電子システムコース教育プログラム委員会に、カリキュラムWGを置く。

(目的)

2. 本委員会は、本コースの教育および大学院システム創生工学専攻電気電子創生工学コースのカリキュラムの継続的な改善を行うことを目的とする。

(所掌事項)

3. 本委員会は、カリキュラムに関して以下の事項を検討し改善を実施する。

(1) 教育理念、教育目的に関すること

(2) カリキュラムの設計に関すること

(3) 各科目の教育内容（教育項目、教育方法）に関すること

(4) 進級基準や卒業要件等、単位数に関すること

(5) カリキュラムの教育を実現する上で、学習のシステム（キャップ制等）に関すること

(6) 種々の社会的ニーズ等と本コースのカリキュラムの関係に関すること

(7) その他、カリキュラムの改善に関連すること

(組織)

4. 本委員会は、コース長、本コース JABEE 受審 WG 委員長、本コースから選任された工学部教務委員、各講座から 1 名、計 8 名の委員で組織し、コース会議で選任する。

(任期)

5. 本委員会の委員の任期は原則として 1 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

6. 本委員会に 1 名の委員長を置き、原則として JABEE 受審 WG 委員会委員長が就任するものとする。

7. 委員長に事故があるときは、委員長に指名された委員が、その職務を代理する。

(会議)

8. 本委員会は、定期的に、あるいは委員長が必要と認める時に委員を召集し開催する。

9. 会議は、委員が参集して行うほか、電子的な方法を用いることができる。

10. 本委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聞くこと、作業を分担することができる。

11. 審議事項は、その要旨を記録し、教育プログラム委員会に報告しなければならない。

(規則の改正)

12. この規則は、コース会議の議を経なければ改正することはできない。

附則 1. この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。